



議案第二十二号

昭和六十年年度三朝町農業共済事業事務費賦課総額及び

賦課単価の決定について

三朝町農業共済事業事務費賦課総額及び賦課単価の決定について、三朝町農業共済条例（

昭和三十九年三朝町条例第十一号）第五条第二項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和六十年三月十一日

三朝町長 松村 喬 成

昭和六拾年参月廿参日

原案可決

三朝町議会議長名越典由

昭和六十年 三朝町農業共済事業事務費賦課総額及び
賦課単価の決定について

昭和六十年 三朝町農業共済事業の事務費賦課総額及び賦課単価を別表のとおり定める。

別表

昭和六十年 度農業共済事業事務費賦課総額及び賦課単価表

共済事業の種類	共済目的	賦課単価 (共済金額一万円当たり)	賦課総額	備考
農作物共済	水稲	二〇円	六一七、〇六〇円	
蚕繭共済	蚕繭	六〇円	二、八三八円	
家畜共済	乳牛の雌	一〇〇円	二四六、九五〇円	
	肉用牛	七五円・	一五三、五二五円	
種豚	種豚	四〇円	三二、八四八円	
果樹共済	なし	二〇円	二二三、九〇〇円	
畑作物共済	大豆	四〇円	三三、五八四円	